

## はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る 療養費支給申請書の取り扱いの変更について

日頃は、当組合の事業運営にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
このたび、厚生労働省通知に基づき、はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術  
において一部制度の改正がなされたため、申請書の様式を変更いたします。

記

### 1. 変更後の療養費支給申請書・添付書類について

①はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術における療養費支給申請書の変更点

- |                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| 1.療養費支給申請書の書式が変更になりましたのでご確認ください | { | <ul style="list-style-type: none"><li>① 被保険者記入欄に医師照会への同意欄の追加</li><li>② はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師記入欄<br/>往療のkmの変更</li><li>③ 施術報告書交付料の追加</li></ul> |
|---------------------------------|---|--|

2.下記の場合『医師の施術同意書（原本）』の添付が必要となります

※①初回申請時

②6か月を経過した時点で更に施術を受ける場合は、再度、最初に同意を受けた医師の再同意（同意書）が必要となります。（口頭での同意は不可となります）

※往療にて施術を受けている方に関しては上記添付書類に加えて往療内訳表（往療の起点や施術場所等の記載があるもの）が必要となります。

3.『施術報告書（写）』

※**施術報告書**とは、同意期間の最終月に、施術者が最後の施術を終えた日以降に発行されるものです。

※暦月での申請となる為、その月の全ての施術を終えてから、暦月分を受療者ごとにご申請ください。

### 2. 実施時期

平成30年10月施術以降分

### 3. 申請書等（当組合ホームページに掲載）について

はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術を受けられ、療養費申請をされる場合には、当組合の指定様式に記入をお願いいたします。（被保険者記入欄は、当組合被保険者が、施術内容証明書には、はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師が記入をしてください）。

指定様式は当組合のホームページから印刷してご使用ください。また、郵送させていただくことも可能ですので、必要な場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】愛鉄連健康保険組合 業務課  
電話：052 - 461 - 6131